

**屋外イベントで火気器具などを  
使う場合は消火器の準備を**

平成25年8月に京都府の福知山花火大会で、多くの死傷者を出す火災が発生しました。消防法施行令の一部が改正されました。この改正を受け、田原市火災予防条例の一部を改正して、平成26年8月1日から施行します。

今回の改正で、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他、多数の人の集まる催しで、火気器具などを取り扱う場合、次の準備、届出が必要になります。ただし、市民館まつりなど、地域の方を対象とした催しは対象外とします。

- ① 消火器の準備
- ② 消防長への届出
- ③ 露店などの数が100店舗を超える規模な催しの場合、消防長が「指定催し」として指定します。主催者は、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務を計画し消防長に提出



※詳しくはお問い合わせください。

▼消防課

☎ 23局 4074 FAX 23局 0180

**熱中症に注意しましょう**

うだるような暑さが続くこの時期、熱中症にご注意ください。

◆熱中症とは

高温多湿の環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調整がうまくできなかつたりしたときにみられる、さまざまな体の不調の総称です。

脈が速くなる、手足のけいれん、めまいなどにはじまり、重症例では意識障害やショックなどがみられます。屋外で活動しているときだけでなく、室内で特に何もしていなくても熱中症になる場合があります。子どもや高齢者、高血圧・心臓病・糖尿病などの持病がある方、また、体調不良時や運動時は特に注意が必要です。

◆予防対策

- ・暑い日中の外出はなるべく避けましょう。
- ・室内にいる場合も、扇風機やエアコンを使って温度調節を行いま

しょう。また、すだれ・うち水などで室温が上がりにくくなるよう工夫しましょう。

- ・こまめに水分をとりましょう。
- ・通気性のよい服装にしましょう。
- ・外出時は、帽子や日傘などで頭部を保護しましょう。
- ・十分な睡眠をとりましょう。

◆調子が悪くなったときの応急処置

- ・衣服などをゆるめ、楽な姿勢をとりましょう。
- ・風通しの良い涼しい場所に移りましょう。
- ・冷やしたタオルを脇の下や足の付け根に置くなどして、体を冷やしましょう。
- ・水分・塩分を補給しましょう。
- ・水を自力で飲めない、または症状が改善しない場合は直ちに医療機関で受診しましょう。

▼健康課

☎ 23局 3515 FAX 23局 3810

**禁煙外来治療費を  
助成します**

医療機関が行う禁煙外来の治療にかかった費用の一部を助成します。医療機関での禁煙治療を利用すると、ニコチン切れの症状を抑えることができ、比較的楽に、しかも自力



に比べて3〜4倍、禁煙に成功しやすくなることが分かっています。この機会に、お医者さんと禁煙チャレンジしてみませんか。

▼対象 市内在住で原則、「禁煙チャレンジ講座」受講後、市内の保険診療となる禁煙外来実施医療機関（ふれあいばし診療所、藤岡医院）による禁煙治療を希望する方（すでに禁煙外来治療を始めている方は対象外）  
／禁煙外来治療を完了した方が助成対象）  
▼助成内容 医療費および薬剤費の本人負担額の2分の1（上限1万円）  
▼助成手続きの流れ ①「禁煙チャレンジ講座」を受講②禁煙治療開始（受診回数は12週で5回）③禁煙外来治療終了後、治療に要した費用を市へ請求

◆禁煙チャレンジ講座

▼日時 8月5日（火）午後7時〜8時30分  
▼場所 田原福祉センター  
▼定員 15名（申込者多数の場合は抽選）  
▼受講料 無料

▼申し込み 7月23日（水）までに電話またはFAXにて

▼健康課

☎ 23局 3515 FAX 23局 3810